

豊川市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行）第6条第2項の規定に基づき、広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 豊川市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第3条 次に定めるものの広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (2) 風俗営業に類すると認めるもの
- (3) 消費者金融に関するもの
- (4) たばこの製造に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者に関するもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者に関するもの
- (8) 占い又は運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (10) 債権取立て、示談引受けなどを謳ったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者に関するもの
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 市税の滞納がある事業者に関するもの

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、商法及び商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第5条 WEBページへ掲載する広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている他のWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、豊川市広告掲載要綱及びこの基準その他市が定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋し、又は紹介しているWEBページの広告は、掲載しない。

(その他の留意点)

第6条 広告媒体所管課は、広告掲載の都度、前3条に規定するもののほか、次に掲げる事項についても留意し、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠が明示されていること。

例：「メーカー希望価格の30%引き」等

- (2) 比較広告の場合は、主張する内容が客観的に実証されていること。
- (3) 安易さや安価さを強調する表現がされていないこと。
- (4) 無料で参加・体験できることを謳った広告で、費用がかかる場合がある際、その旨が明示されていること。
- (5) 虚偽の表現がされていないこと。
- (6) 広告においては、広告主の法人格、法人名、所在地、連絡先が明示されていること。また、連絡先については、固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。

法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため、代表者名、代表者住所、連絡先を明記するものとする。

ただし、豊川市広告審査委員会において、通称等により法人名・代表者名等が類推され、責任の所在が明らかであると判断したものについては、この限りではない。

- (7) 肖像権及び著作権について、無断使用がされていないこと。
- (8) アルコール飲料の広告については、未成年者の飲酒禁止の文言が明確に表示されていること。

また、お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等飲酒を誘発するような表現がされていないこと。

- (9) 資格講座の場合、国家資格でないにも関わらず国家資格であるかのような誤解を招く表現がされていないこと。

また、国家資格が必要な資格について、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現がされていないこと。

- (10) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条に違反していないこと。

- (11) 広告に関する規定がある次の法令等に違反していないこと。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5から第6条の7

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第98条

ウ 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条から第68条

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条

オ 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条

カ 旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の7又は第12条の8

キ その他業務、営業行為、商品等について規定している法令等

- (12) 健康食品の広告については、健康増進法(平成14年法律第103号)第32条の2の規定を遵守したものであること。

(広告媒体ごとの基準)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成18年10月13日から実施する。

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

この基準は、平成19年12月11日から実施する。